

平成31年度ひたちなか市新製品等開発事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者の競争力の向上を図り、市の産業の振興及び発展に資するため、市内の中小企業者が行う新製品・新技術の研究開発に要する経費の一部について予算の範囲内で補助金を交付することに関し、ひたちなか市補助金等交付規則（平成6年規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に主たる事業所を有する法人又は市内に居住している個人の中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 平成31年度において既にこの補助金の交付の決定を受けていないこと。
- (3) 平成28年度から平成30年度までの間においてこの補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 前号に掲げるもののほか、同一の申請内容で過去にこの補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 同一の申請内容で過去に他の公的機関等から補助金等を受けていないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う新製品・新技術の開発（既存の製品・技術に係る原材料、生産加工技術等を異にすることにより品質、性能等の大幅な向上が見込まれる開発を含む。）に係る事業のうち次に掲げる事業とする。

- (1) 市場調査
- (2) デザイン開発
- (3) 特許権等の産業財産権の取得
- (4) その他市長が必要と認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補

助対象事業に係る経費のうち別表に定める経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、一の補助対象者当たり100万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ひたちなか市新製品等開発事業費補助金交付申請書(平成31年度)(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(1) ひたちなか市新製品等開発事業計画書(平成31年度)(様式第2号)

(2) ひたちなか市新製品等開発事業収支予算書(平成31年度)(様式第3号)

(3) 申請者の主な事業内容、社歴等の概要を説明する資料

(4) 登記事項証明書(申請者が個人の場合にあっては、住民票の写し又は事業所等が所在する建物に係る賃貸借契約書)

(5) 市税の納税証明書(未納がないことの証明)又は同意書

(6) 前年度の決算書の写し

(7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、ひたちなか市新製品等開発事業費補助金交付決定通知書(平成31年度)(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、当該申請のあった日から30日以内に行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査を行う場合には、別に定めるところによるひたちなか市新製品等開発事業費補助金審査会を開催し、その会議に出席した者から意見を聴くことができる。

(補助金の実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業が完了した日の属する年度の末日までに、ひたちなか市新製品等開発事業費補助金実績報告書(平成31年度)(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(1) ひたちなか市新製品等開発事業成果書(平成31年度)(様式第6号)

(2) ひたちなか市新製品等開発事業収支決算書(平成31年度)(様式第7号)

(3) 補助対象経費の支払を証する書類の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(財産処分の制限)

第9条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した機械、装置等の財産で価格が50万円以上のものについて、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助対象事業が完了した日の属する年度の末日の翌日から起算して5年を経過した場合は、この限りでない。

(補助対象事業の公表及び成果の発表)

第10条 市長は、補助事業者の名称、研究開発の名称等を公表すること又は補助対象事業の成果を補助事業者に発表させることができる。

付 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費（事業年度内に支払の完了したものに限る。）	
次の1から8までに掲げる経費の合計額を補助対象経費とする。ただし、1に掲げる経費のうち、2から8までに掲げる経費の合計額を超える部分については、補助対象経費に算入しない。	
1	人件費 補助対象事業に従事する者に係る人件費。ただし、情報サービス業（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の大分類Gのうち、中分類39の情報サービスをいう。）を営む者に係る人件費に限る。
2	謝金 専門家謝金等。ただし、補助対象事業者の構成員に対する謝金等を除く。
3	旅費 専門家、職員等の出張等に係る交通費等。ただし、公共交通機関の利用を原則とする。
4	研究開発事業費 原材料費、機械装置又は工具器具の購入、製造、改良、据付け、借用、保守又は修繕に要する経費、産業財産権の導入に要する経費、外注費、技術コンサルタント料、構築物の購入、建造、改良、据付け、借用、保守又は修繕に要する経費等
5	事務費 印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、広告宣伝費、通訳料、翻訳料、消耗品費、雑役務費等
6	委託費 補助対象事業の一部を委託する経費
7	産業財産権取得費 特許権、実用新案権、意匠権又は商標権の取得に要する経費
8	その他市長が必要と認める経費